資料１

府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業

基本協定書（案）

|  |
| --- |
| ※本基本協定書（案）は、府及び事業者の、現時点において想定される本事業の基本的事項を記載したものであり、設置等予定者が提出する公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。 |

府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業

基本協定書（案）

大阪府（以下「府」という。）と設置等予定者かつ指定管理候補者である事業者（以下総称して「事業者」という。）は、府営りんくう公園（中地区）整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、「府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業　公募設置等指針」（以下「公募設置等指針という。」に定められたとおりとする。

（趣旨）

1. 本基本協定は、本事業の円滑な実施のため、府及び事業者の責務等の基本的な事項を定めるものとする。

（責務）

1. 府及び事業者は、本基本協定及び公募設置等指針の規定に従い、府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業を誠実に履行しなければならない。

２　事業者は、府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業の履行にあたり、それぞれの事業の緊密な連携を図り、全体での魅力向上に努めなければならない。

３ 府は、公募設置等指針の規定に従い事業者が府に提出した公募設置等計画について、本事業の選定委員会等での意見を踏まえ、必要に応じ事業者に対して公募設置等計画の修正を指示できるものとする。府は、事業者が上記指示に基づき公募設置等計画の修正を行ったのち、都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の５第１項に基づき認定するものとする。

４ 事業者は、公募設置等指針の規定に従い事業者が府に提出した公募設置等計画及び事業計画書並びに付随する一切の書類（以下「公募設置等計画等」という。）を基に、本事業の実施に向け、府と協議を行うものとする。

（協定の締結）

第３条　府及び事業者は、本基本協定を締結し、府による公募設置等計画の認定後、府営りんくう公園（中地区）整備・管理運営事業 実施協定書（以下「実施協定」という。）及び府営りんくう公園（中地区）管理運営業務協定書（以下「運営協定」という。）を締結するものとする。

２ 実施協定は、令和６年１月末日まで、運営協定は、令和７年４月１日から締結するものとする。ただし、府及び事業者がやむを得ないと認める場合は、府と事業者が協議して新たな期限を定めるものとする。

３ 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合は、府又は事業者は、相手方に対して令和５年12月末日までに申し出なければならない。

４ 府及び事業者は、実施協定締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

（実施協定の不調の場合における処理）

第４条 天災地変及びその他の府又は事業者のいずれの責めに帰すことができない事由により、本事業の実施が不可能となり、実施協定の締結に至らなかった場合には、府は本基本協定を解除できるものとし、府又は事業者が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本協定を解除するために要した費用については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することはできない。

（任意解除）

第５条 事業者は、事業者の都合により本事業を実施できなくなった場合は、府と協議の上、府の同意を得て、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除することができる。

２ 事業者は、前項の規定により設置等予定者の地位を辞退しようとするときは、第３条第２項の規定より定める期限の１か月前までに府に対してその旨を申し出なければならない。

３ 第１項の規定により本基本協定を解除した場合は、事業者の各構成員は、府に対して連帯し

て違約金を府が指定する期間内に支払わなければならない。

４ 前項の違約金の額は、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額（いずれも公募設置等計画に記載されたもの。）（以下「施設整備費相当額」という。）の10分の１に相当する額とする。

５ 府に生じた損害が前項に規定する違約金の額を超える場合、府がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（強制解除）

第６条　府は、次に掲げる場合には、事前に事業者に通知又は協議することなく、事業者の設置等予定者の地位を解消し、本基本協定を解除することができる。

(1)第３条第２項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施協定又は運営協定が締結されなかったとき、又は実施協定等が解除されたとき

(2)府が事業者による本事業の実施に支障があると認めるとき

(3) 事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき

ア　事業者のいずれかが会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てを行ったとき

イ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８章第２節に規定する手続きに従って、同法第7条、第８条の２、第17条の２、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき

ウ 独占禁止法第８章第２節に規定する手続きに従って、同法第７条の２、第８条の３、又は第20条の２から６のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき

エ 事業者又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第３号）第３条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者と認められるとき

カ 役員等又は使用人が、上記オに該当する法人等であることを知りながら、これを利用などしていると認められる場合

1. 前項の規定により本基本協定を解除した場合は、事業者の各構成員が連帯して、違約金として公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額（いずれも公募設置等計画に記載されたもの。）の10分の１に相当する額を府が指定する期間内に支払わなければならない。
2. 事業者が第２項に規定する違約金を府の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、当該未払発生における国の債務の管理等に関する法律施行令第29条に規定する財務大臣の定める率（昭和32年大蔵省告示第８号）を準拠し、当該率を乗じて計算した額の遅延利息を府に支払わなければならない。

（基本協定の変更等）

第７条　本基本協定の変更は、府と事業者の書面による合意により行うものとする。

1. 府が、都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の５第１項に基づいてPark-PFI事業における公募設置等計画の認定を行った後は、本基本協定の条文中「設置等予定者」とあるのは、「認定計画提出者」に、「公募設置等計画」とあるのは、「認定公募設置等計画」に読み替えて適用する。

（有効期間）

第８条　本基本協定の有効期間は、実施協定の締結日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条、第６条、第９条から第11条までの規定の効力は運営協定の締結日までとする。

（準拠法）

第９条　本基本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第１０条　府と事業者は、本基本協定に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議等）

第１１条　本基本協定に規定のない事項又は本基本協定若しくは本基本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合は、府と事業者は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上を証するため、本書を●通作成し、府及び事業者がそれぞれ記名押印の上、府並びに事業者の代表構成員及び各構成員が各１通を保有する。

令和●年●●月●●日

府　大阪府岸和田市野田町３丁目13－２

大阪府岸和田土木事務所長

事業者

代表構成員

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）

構成員

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）

構成員

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）